

十和田市事業継続緊急対策給付金事業に係るQ&A

【宿泊事業者】

問1 対象となる事業者を具体的に教えてください。

市内において、旅館業法に基づく旅館・ホテル・簡易宿泊所営業を営む方です。

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に規定する施設（ラブホテル等）は対象外となります。

また、農家民宿や葬祭場など、宿泊サービスを広く一般に常時提供している宿泊施設でない場合も、対象外となります。

問2 提出書類を教えてください。

全業種共通の①～③の他、次の書類を添付してください。（※前回の申請時に提出されている場合は省略可。ただし、許可期間が切れている場合や、事業内容が変更となっている場合は、最新のものを出してください。）

- ・旅館業法に基づく営業許可証の写し
- ・申請日時点の客室数の分かる書類等の写し

例) 営業許可を受ける際に添付した資料、保健所等へ報告している資料、ホームページ等で部屋数を公開している場合はそのページを印刷したものなど、様式は問いません。

問3 ホテル経営を委託されています。対象となりますか。

旅館業法に基づく営業許可を受けている場合は対象となります。